

「市町村合併に関する地域懇談会」から 前編

各地区別に合併に関する住民懇談会が3月8日から17日までのうち5日間、町内6箇所を会場に開催されました。懇談会では、現在設置されている「南富良野町・占冠村任意合併協議会」において、今後の合併協議で住民の判断材料となる、重要な「財政推計」や「行政改革の推進」などをまとめた資料により説明が行われました。冒頭のあいさつで池部町長は、「任意合併協議会での協議についてはお互いに限界がある。さらに細部にわたって突っ込んだ協議をするためにも法定合併協議会の設置が必要である」と説明。参加者の理解を求めました。そこで、今月号と来月号の2回にわたり、懇談会で参加者から出された意見などをお知らせいたします。なお、懇談会において配布された説明資料は、一部内容を修正のうえ今月号の広報と同時に配布していますので併せてご覧ください。



法定合併協議会の設置に理解を求め町長

質疑応答

（紙面の都合で内容の一部を省略しています。）

Q 資料から町の財政が大変な状況であることが分かった。占冠村の人口のうち、アルファリゾート・トマムに属しているのはどの位なのか。

A 占冠村の就業人口は1、

181人平成12年国勢調査あり、うちトマムアルファ関係では600人が働いていると聞いています。

Q 占冠村の財政推計において、トマム関係で村が積み立てている基金のうち、6億円は取り崩せないと説明があったが、リゾート施設を村はどのように経営しているのか。また、年間収支はどの程度なのか。

A 占冠村は、施設全体の約4割を保有しています。残り6割は、民事再生手続き中の関兵グループが所有しており、今回星野リゾートに譲渡されるようです。また、村は所有権だけで

経営には関わっていません。

Q トマムリゾートは、今後3者（星野・加森観光・村）で共同経営することになると思うが、合併した場合の財政推計の歳入に、リゾート施設に係る固定資産税の額はどの程度あるのか。

A 単年度で約1億1千万円程度あるので、これを推計に算入しています。星野リゾートは、破産したアルファ・コーポレーションが滞納している固定資産税を納入する考えもあると聞いていますので、将来的には大きな税収が見込めると考えています。

Q 占冠村が所有するリゾート施設は、村が完全に買い取って所有しているのか。

A 加森観光から村が5億円の寄付を受けて施設を購入し、村の財産になっています。また、加森観光は村から運営の委託を受けているため、固定資産税の負担をせずに運営しています。

Q 合併した場合の幹線道路となる幾寅からトマムに抜ける道路の整備は、どのように考えているのか。

A 道路を所管する土木現業所の整備計画によりですが、単独で要望するよりも、合併した地域として要望する方が優先率が高くなると予想されます。

Q 占冠村が単独で残る場合の財政推計は、かなり強力な行政改革の中身となっているが、「単独事業は実施できない」とする行政改革は実際に可能なのか。

A 南富良野町では、早くから行政改革の検討を行い、新年度においても反映させ



ていきます。

占冠村はこれからですので、今後具体的なものが見えてくると思われます。

Q 合併後の財政推計は、占冠村の行政改革分を反映させた推計なのか。

A また、占冠村の推計は今後大きく変わる可能性はないのか。

A 試算した歳入額に合わせ、歳出額を算定しており、その額が合併後の推計に反映されています。

トマムリゾートの再生が見えてくれば税収増の見込も出てきますし、雇用の拡大などで良くなるのが考えられますので、推計が変わる可能性もあります。

南富良野町としても今後さらに行政改革を推進して、収支の急激な減少を緩やかにすることもできると考えます。

Q 仮に占冠村と合併した場合人口5千人にも満たないが、この先何年か経過した後に、富良野沿線で合併をということにならないか。

A 先般、道の担当者による「合併に関する説明会」を行ないましたが、その中で「現行法の下で合併を行った市町村に対しての、勧告やあつせんは困難である」との回答がありました。

これからの方向性を探るために、法定合併協議会を設置して議論しなければならぬと考えています。

Q 昨年、町の総合計画を策定したが、合併した場合は計画をつくり直すことになるのか。また、特例法の期限を間近に控えた時間的な中で、国の財政支援だけを考へて合併するのは、

A 合併した場合は、1つのまちとして均衡ある発展ができるよう、占冠村の総合計画と合わせて新たにまちづくりの10カ年計画をつくることになると思います。

国は、現行法において市町村合併を強力に推進しており、「財政合併」という表現もされています。

しかし、森林が大部分を占める両町村が、環境や資源を活かしたまちづくりが

できないか、いかにして生きていくが発想していくことも合併協議であります。

国は「小規模な合併であっても現行法の下で合併を行った経緯を考慮する」としてあります。単にアメがあるからということだけではありません。

Q 特例法の期限を考えると、夢を語る時間もない中で、リゾートや観光の問題など新しいまちづくりの腰を据えて話す時間はあるのか。

A 現行法の下で合併するためには、平成17年3月31日までに知事への合併申請が必要となります。

今後、法定合併協議会が設置された場合は、その中で両町村のまちづくりの論議はできると思われ、その後、必要と継続して取り組みます。

Q 合併した場合、今の住民サービスがどのようになるのか、例えば公共料金はどうなるのかといったことが分かるのはいつになるのか。

A 法定合併協議会に移行し



Q 合併をする、しないに関わらず法定合併協議会の設置を進めるべきと考えます。占冠村では住民投票をするような動きもあると聞きますが、この先もし南富良野町が合併を決め、占冠村が否決した場合の対応はどのようになるのか。

A 今の段階では、お互い努力をしようとしています。

南富良野町が住民の皆さんに理解を得たうえで法定合併協議会設置の判断をしても相手のある話であって、占冠村の方々がどのような判断をするのか、単独で行くと判断をする場合もあります。その場合は南富良野町も単独で運営していかなければならないかもしれませんが、そうなる資料に示した以上のさらに強力な行政改革を推進する必要があることは確かです。

▶ 協議会の議事録を公開しています ◀
 まちのホームページでもご覧になれます
<http://town.minamifurano.hokkaido.jp>
 南富良野町・占冠村任意合併協議会事務局
 (南富良野町役場2階) ☎ 52-2102